

第61回 地方分権改革有識者会議
第173回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和7年1月27日（月）13：59～15：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、大橋真由美議員、後藤玲子議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、大橋真由美構成員

（大橋真由美構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕今井内閣府大臣政務官、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和7年の提案募集方式の実施について
 - （2）その他
-

1 冒頭、今井内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（今井内閣府大臣政務官）各議員、構成員の皆様におかれては、日頃から地方分権改革の推進に御協力いただき、誠に感謝申し上げます。そして、大変御多忙の中、会議に御出席いただき、深く感謝を申し上げます。

昨年11月に了承いただいた対応方針は、12月24日の閣議で決定し、地方三団体からも、地方分権の歩みを着実に進めるものとの評価も頂いた。この場を借りて、皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

また、これを踏まえ、第15次地方分権一括法案を今国会に提出する予定である。この法案の早期成立を含め、早急に改善が図られるよう、引き続き努力をしてみたい。

本日は、令和7年の提案募集の実施について御議論いただく。今年の提案募集では、人口減少の進行やデジタル化の進展など、経済・社会情勢が変化する中において、持続可能な自治体行政を実施するため、2つの重点募集テーマを設定した。1つは「デジタル化」、もう一つは「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」である。どうか活発な御議論を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 次に、議題（1）令和7年の提案募集方式の実施について、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(平沢参事官) 令和6年の提案募集に関し、昨年11月の有識者会議・専門部会合同会議で御了承いただいた対応方針案は、12月24日に閣議決定された。提案の実現に向けて御尽力いただき、感謝申し上げます。

今後、対応方針に沿った対応がなされるよう、フォローアップを適切に実施し、必要に応じ、本会議への報告や専門部会での御審議をお願いさせていただければと考えている。引き続き御協力をお願い申し上げます。

次に、議事(1)、令和7年の提案募集方式の実施について、資料1を用いて説明をさせていただく。スケジュールについて本年は、提案のさらなる実現を目指し、関係府省における検討時間を多く確保するため、関係府省への検討要請の時期を早めるとともに、関係府省の第2次ヒアリング前の再検討要請の期間を例年より長く確保したい。

流れとしては、本日の有識者会議で方針を御了承いただいた後、事前相談・本提案受付を開始し、3月25日まで事前相談を受け付け、4月18日まで本提案受付にしたいと考えている。本提案の締切り後は、提案実現の後押しとなる追加共同提案の意向・照会を行う予定である。

6月上旬に有識者会議・専門部会の合同会議で重点事項を決定していただき、7月上旬から7月の下旬頃に専門部会で関係府省からの第1次ヒアリング、地方三団体からのヒアリング。

7月下旬には、もう一度合同会議を開催し、関係府省からの第1次回答やヒアリングの状況等を報告する。その後、再検討要請期間を活用し、関係府省に検討を深めていただき、9月中下旬頃に専門部会にて関係府省からの2次ヒアリングを実施予定である。

2次ヒアリングの後、当室にて関係府省と詰めの協議を行い、11月中下旬の合同会議において対応方針案を御了承いただいた後に、12月中下旬に閣議決定するという形をお願いしたいと思う。

続いて、重点募集テーマについて説明をさせていただく。

昨年、各議員、構成員の皆様方から頂いた御意見も踏まえ、令和7年は、人口減少の進行やデジタル化の進展など、社会・経済情勢が大きく変化する中で、持続可能な自治体行政の実現を図っていくため、「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の2点を重点募集テーマとして募集したい。

まず、1点目の「デジタル化」について御説明させていただく。昨年11月の会議において、デジタル化に係る横断的な見直しを更に進めていくことを示したが、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の共通化は、地方公共団体の事務処理を変革し、行財政基盤の構築・強化につながるほか、住民サービスの向上に直結するものであり、地方分権の効果を広く国民・住民の皆様にご実感していただけるものと考え、昨年に引き続き重点募集テーマに設定している。

なお、提案の実現に当たっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な

連携を取ることとしている。

地方公共団体にデジタル化に関する提案の具体的なイメージを持っていただくため、まず、(1)、住民や事業者から地方公共団体に対する行政手続において、オンライン手続を可能とするもの。これには、①としてデジタル化を阻害するアナログ規制の見直し、②ぴったりサービスやe-Govの利用拡大、ぴったりサービスと連携したキャッシュレス決済機能の活用など、各種システムの環境整備を求めるもの。

(2)として、行政手続のオンライン化に伴い、都道府県に加え、市町村経由事務の廃止を挙げており、(1)の②の共通システムの利用拡大については、昨年の提案で実現する方向となっている案件の横展開を図るもの。

(3)は、国、地方公共団体、医療機関等との間で情報連携をオンラインで可能とするもの。

(4)に、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるに当たり、業務・システムの共通化を求めるもの。

なお、この事項に関する提案は、昨年の提案でもデジタル行財政改革会議事務局と連携を取っており、今年度の共通化の対象候補として選定されたもののうち、環境法令に係る申請・届出システムなど、5つが昨年の分権提案に基づくものとなっている。

また、提案検討の参考となるよう、提案の視点の例に類する過去の提案の好事例の内容を充実して記載をしている。

続いて、「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」についてである。

人口減少・少子高齢社会において、担い手不足等により行政サービスの維持・確保が一層切実となり、サービスの空白地域が生じている。昨年の提案においても、同様の観点からの支障に基づく提案を複数頂いており、住民の皆様が安心・安全に暮らせる持続可能な地域社会を目指し、行政サービスの維持・確保や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直しが進むよう、本テーマを重点募集テーマとして設定した。

提案の指定の例としては、人口減少地域等においてサービスの維持が困難又は空白地域における基準の緩和等を求めるもの、その他人員基準、施設運営基準等の基準の緩和を求めるもの、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準、いわゆる従うべき基準の見直しを求めるもの、過去の地方分権改革推進委員会の勧告等において存置が許容されていない地方への義務付け・枠付けの見直しを求めるものなどである募集に際し、当該勧告等に対して現時点で未措置となっている事項の一覧についても参考としてお示ししたい。

以上のとおり、重点募集テーマは「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」の2点としたいが、※印に記載のとおり、ここに示した提案の視点の例にかかわらず、地方分権に資する自由な提案を広く受け付けてまいりたい。

続いて、提案募集のさらなる充実を図る取組について、3点について記載している。

1つ目、制度改正の効果をより高めるためには、個別の提案に対応するだけでなく、

類似制度を横断的に見直すことが重要であり、本年もこれに取り組みたいと考えている。

具体的には、引き続き地方六団体等と連携し、重点募集テーマに関連する提案の検討を積極的に呼びかけるとともに、提案内容と同様の支障や課題がある類似の制度・事務についても併せて幅広く提案いただくよう、募集開始時の全国説明会や事前相談時、更には共同提案等の募集など、様々な機会を通じて呼びかけや議論をしてみたい。

2つ目、担い手不足等に伴う行政サービスの維持・確保が困難とする中、特にこれらの課題に直面している市町村からの提案が重要と考える。一方で、一般の市町村からの提案がこれまで比較的少ない。提案のニーズはあるが、提案の知見等を有していない市町村からの提案を促すため、当室においても、都道府県等と連携して市町村職員向け研修を開催するほか、都道府県による市町村支援の促進を図ってみたい。

現在も半数以上の都道府県において何らかの支援を実施していただいているが、都道府県と市町村の共同提案の拡充や都道府県による市町村の提案事務の支援の取組などを促進し、加えて、提案検討のノウハウを掲載したハンドブックや、取組成果事例集等の資料を周知し、効果的な検討を後押ししていきたい。

3つ目、類似の支障事例・課題や提案への賛同意見が数多く集まることで、提案が説得力のあるものとなり、提案実現の後押しとなる。各団体の皆様に共同提案や追加共同提案への参画を積極的に御検討いただけるよう、本年も事前相談の情報を各団体に提供させていただく予定。

令和7年の地方支援の取組予定について主なものを御説明させていただく。

都道府県等と連携したブロック単位での研修の実施を検討している。

また、3月5日には地方分権改革シンポジウムをオンラインにて開催する予定である。

昨年、これまで当室に在籍した地方公共団体からの職員のネットワークを構築したところであり、当該職員の方々にも地方分権への御理解を深め、提案募集制度の活用を広げていただけるような取組を様々な機会を通じて行ってまいらる。

説明させていただいた内容で、令和7年の提案募集を進めさせていただきたい。

(湯崎議員) 来年度の重点テーマについては、基本的に賛同という立場で幾つか意見を言わせていただきたい。

まず、1番目の「デジタル化」だが、昨年の重点テーマで提案募集を行っており結果が出ている。例えば、住基ネットの利用事務の大幅拡大や、オンライン化で都道府県の経由事務をなくすなどを実現した。住民の負担も軽減し、地方の業務効率化にも大きく寄与するものになったのではないかと考えている。

デジタル化については、地方の声もしっかりと聴きながら、住民サービスの向上、あるいは負担軽減、行政事務の効率化や高度化につながるような取組を積極的に進めていただきたい。

それから、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の取組もあるので、連携しながら多くの提案が実現できるようにお願いしたい。

2番目の「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」についてだが、人口減少の中で地域の行政サービスを維持していくことは重要な課題であり、そのための規制緩和や基準の見直しは重要だと考えている。

提案の視点の例として、御紹介いただいたが、私からは特に（3）の従うべき基準の見直しについて、意見を申し述べたい。

従うべき基準は、根本原理として基本的には廃止あるいは原則参酌基準化であり、それに沿った議論が重要だと考えている。そもそも地方分権改革推進委員会の第三次勧告でも、従うべき基準のようなものは厳に差し控えられるべきという提言も出ている。

これは自治事務に対して従うべき基準が設定されているが、そもそも自治事務であり、地方が自らの判断と責任において処理すべきものに従うべき基準があるというのは、地域の実情と仮にかい離があった場合でもそれに従わなければならない、自治事務の本来の在り方と矛盾していると思う。国が全国一律の基準を定める必要があるものであれば、本来は国が直接実施すべき事務であり、逆に地方が実施すべきものであれば、地方の裁量を認めるべきというのが原則であり、適切ではないか。

全国知事会の地方分権推進特別委員会で委員長しているが、去年の議論の中で、参加知事から、従うべき基準については、原則参酌基準化するなどして地方の自由度を高めることが重要であるとか、地方で議論の余地がなく、そのまま条例化していくことになり、なぜ条例にするのかという意味が全く感じられないといった意見が出ている。全国の知事も強い関心を持っているテーマであり、こういった意見に基づいて、知事会として所管大臣に対し見直しなどについて提言をしてきたところである。

ただ、提案募集という形は、長年、自治体は従うべき基準が我々の意識や行動の中に仕組化されてしまい、それをそのまま受け入れるというか、抗うことを諦めている状況もある。そもそも提案募集で市や町、特に小さなところからあまり意見が出てこないのは、提案を行う余裕もないところもあり現場の実態の支障事例に基づいた提案は必ずしも十分されるとは限らないと思っている。

従うべき基準の在り方そのものが、団体自治という観点からもその涵養にもならず、今回の重点テーマを契機に、この有識者会議で廃止あるいは参酌基準化に向けて、なぜ従うべき基準でないといけないのかといった基準そのものの意味や意義を含めた根本的な議論をするべきである。今回だけでなく継続的に取り組む必要があり、是非お考えいただきたい。

次に、スケジュールについてである。事前相談の提出が3月25日までであり、本提案の締切りが4月18日である。これは例年と比較して全体としての締切りが3週間程度前倒しになっており、各省庁に十分検討する時間を与えるためという説明だが、この時期は年度末から年度初めの人事異動の時期に重なっているため、地方側の実質的な準備時間の確保が結構厳しいのではないか。

調整時間の確保ということであるが、今後のスケジュール設定に当たっては、地方の

実情にも配慮していただき、準備時間が十分に確保できるように募集開始時期の前倒しといったことを御検討いただければと思う。

私も、地方分権推進特別委員会の委員長として、提案が多く出るように各都道府県に呼びかけていきたい。

今回、例年よりも各省庁との調整時間を取られているということなので、結果としても例年以上に提案の実現が図られることを期待している。

(山下議員) 3点コメントを申したい。

まず1点目、重点募集テーマについて、デジタル化の視点で言うと、いろいろな形での切り口として地方分権改革を進められる可能性は多く、重点テーマの①「デジタル化」と②「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」ということでよいのではないかと思う。

その上で、デジタル技術を上手に活用することで遠隔での事業運営サービスが提供されるという意味では、人口減少地域は一般地域よりさらに恩恵を享受できる可能性があり、これこそデジタル化の推進と地方分権改革を掛け算して効果を出していけるということではないか。

2つ目、重点募集テーマの視点に関して、成果が出てきている一方で、(3)で従うべき基準のところに切り込んでいかないと、一個一個処理していくことではなかなかスピード感も出てこない。現場には染み込んだ行動様式みたいなものがあることは理解できるが、そこに動きを加速すべきかと、思った次第である。

最後3点目は、小規模自治体は忙しく、ノウハウも乏しいため、提案募集を提出する可能性もまだまだこのままでは低いのだろうと思う。

一方で、人口減少の地域同士は似たような課題に直面しているのではないかと思う。共同提案のプラットフォームみたいなものを進めることで、個別に1か所ずつ専門家が指導するようなことも多少緩和されると思われるので、デジタルを使った工夫が必要だと感じた。

(後藤議員) 今回、資料1の形で重点募集テーマの説明の資料が非常に具体的で分かりやすい形で示されており、このような資料を作成して頂いたことに感謝を申し上げたい。この資料を見ると、従うべき基準の見直しを要求することの意義を明確に意識することができるのではないかと思う。

今回の重点募集テーマは、デジタル化と、条件不利地域等におけるサービス空白地域の解消等の2つとなっている。デジタル化は昨年度からの継続なので、特に今回設定された条件不利地域等におけるサービス空白地域の解消等の説明を見ると、国で基準を示すのではなく、地方の自由裁量にしてほしいという意見が非常に出しやすい資料を作っていたと強く思った。自治体の方々にしっかり届く形で説明などをして、提案募集をいただければと思う。

(大橋議員) 1点、事務局に質問であるが、スケジュールの関係で、これまでの課題への

対応として、デジタル化については、こちらの会議だけでなく、他の部署との調整などがあるので早めて今年度はやってきたと思うが、その成果が昨年度あったかどうか、工夫の結果、よかったと評価できるのか、お伺いしたい。

募集テーマの②の「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」については、既に今年度までの提案募集の中でもつながる提案は多くあり、提案募集の方でも鋭意取り組んできた内容なのかなと思う。それをよりクローズアップして重点的に取り組むという御趣旨かと思ったが、「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」については、提案のメインは市町村などより住民に身近な行政体からの提案がメインになってくるのではないかと。

そういった意味で、マンパワー的なものもあるが、問題意識はあっても市町村単独で提案に結びつけていくことが難しい時は、都道府県との連携が非常に重要になってくるのではないかと。

特に、都道府県との共同提案も進めていく形で市町村が手を挙げることをサポートできるようにしていくと、よりいいのではないかと。

(高橋座長代理) 私が分権に関与してから四半世紀がたって非常に大きく日本社会は変わってきたところがあり、国もそういう変化に対応して施策は打ち出されているが、政策官庁が国全体を見るため、地方の現場において生じている大きな変化について詳しい知見を持ってもらっしやらない。更には、切迫感がいま一つ伝わっていない状況があるのではないかと。

去年、条件不利地について、今回は重点テーマに掲げられたが、まだ条件不利地における現実について、国全体を見回したときの立場から切迫感や事態の深刻さについてまだまだ本格的に伝わっていない。そういった意味で、今回重点テーマにこの問題を取り上がり、非常に時宜にかなった重点テーマではないかと思う。

それは、デジタル化についても同様で、以前、規制改革推進会議で、デジタル化と言って旗を振ってもなかなか理解が得られない経験があるが、そのときに一番ネックになったのが、現場の方にデジタルについての知見がないなど、デジタル化の推進を阻んでいたと当時実感していた。

国・地方の協議会において、問題意識を持ち、デジタル人材、更には行政実務について知見を持つ人材を増やす必要性など大きな方針を持っていると思うが、地方の現場から、デジタル化についてこういう支障があるという問題を吸い上げて制度改革に結びつけていくという作業が極めて重要ではないかと考えている。

(大橋部会長) 「デジタル化」に係る提案事例に関しては、自治体の職員、市民の方も、本来は背負わなくていい苦勞を背負って、アナログな手続の下で時間を無駄にしている、この状況を何とか変え、デジタル化を進めたいと考えているが、今ある手続をそのまま電子処理の世界に乗せるだけだと、もともとの手続が変な場合、それが固定化したらますます変なものになってしまう。今、せっかくのチャンスであり自治体の側も自分たち

に使い勝手がいいような手続をお願いしたいという視点で、制度が固まるこの数年の間には是非そういう観点からの提案を頂きたい。

それと、人口減少地域の問題は、提案の総数が都道府県とか力のある市が中心で、町村レベルからの提案が少ないということ。

だとすると、今まで私たちが扱ったような福祉やそれ以外の問題に、人口減少地域にはいろいろな不具合が潜在化しており、まだ、問題発見できていないだけではないか。それを是非こちらの事務局や都道府県の力を借りながら発掘して、出てきたものについては共同提案をお願いし、それを顕在化することがとても大事なのではないかと思う。

これは単に人口減少地域の問題というより、ある意味で先取りして問題が顕在化しているところに手をつければ、今は大都市だと言っているところも先々助かるのだという見通しを持って、周辺地域の問題というふうに捉えるのではなくて、扱っていくという姿勢が大事である。

例えば、経由事務も減らしているが、都道府県の経由事務が中心で、よく見ると市町村の経由事務はまだ多くあることに気づかされた。

それと、今年出てきた従うべき基準の問題である。私たちも従うべき基準として存置されているものについては、これは厳し過ぎるのではないかという形で今までもいろいろ抵抗してきたが、従うべき基準に本来ならないようなものについても未措置で、それが手つかず残ってしまっているというのが何百件単位で存在し、もう10年たっているので、やめてもらうということをきっちりするという事。

それと、従うべき基準の問題は、結局は大都市基準であり、大都市の標準を人口減少地域に当てはめると変なことになり、立ち行かないという問題がある。私たちがやっている折衝は、基準があるにしても、実情に合わないのが国にアイデアがあるなら代替案を出していただく、基準の問題は代替案の提出をめぐる争いでもあり、小規模な自治体から出てきた提案が採用できないのであれば代替案を用意してもらうという形で折衝して、先々は基準についても代替措置により同じゴールを果たせるのであれば、許認可の性能基準のような形で、ゴールに到達するためには複数手段があり、地元が一番よく知っているという形で議論して突破口を開く道筋ができればと思う。是非、今年も御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

(市川座長) 事務局にスケジュール関係で、前回から前倒しも含めてその効果と、今回の狙い、それと4月にかかるということでのフレキシビリティも含めて、お考えをお願いしたい。

(平沢参事官) まず、スケジュールを説明させていただきたい。

令和5年と6年とを比較しながら御説明させていただく。令和5年は、提案募集の受付を開始が、2月下旬であった。そこから2か月ほどの事前相談期間と約3か月間の募集受付期間で、募集受付自体は5月19日まで3か月ほどであった。

2月20日頃から募集を開始して、3月末と4月の頭は役所の異動等もあり、忙しい時

期であるため、開始している2月下旬で実質的に自治体の方が御検討いただいているのが約1か月、実際に年度末まで勤務される異動前の時点で、一番知識とか経験を蓄えていただいている方が約1か月で、慌ただしくいろいろ御検討を頂き、人事異動等により、4月に新しい人に引き継がれ、自治体の方でも期間の設定の時期が厳しいという声を頂いていた。

その反省を受け、令和6年はこの会議を1月下旬に開かせていただき、全体の募集開始時期を早めた。できるだけ、自治体の方でも年度内にかけて今いる担当の方が取り組んでいただけるように、前倒しをさせていただいたところである。

令和7年であるが、昨年と同様に開始時期を同じぐらいにさせていただき、事前相談は先ほど申しましたように約2か月確保し、募集の受付期間は4月18日までなので3か月弱という状況でさせていただいている。

ただ、事前相談の期間を例年どおり2か月ほど取らせていただいておりますので、ここで支援をさせていただき、提案をよりアップしていけたらと思う。

それと、デジタル化を重点募集で昨年取り組んだが、デジタル化以外の提案とデジタル化の提案ということで、去年は2トラックで募集をやらせていただいた。デジタル化の提案を自治体からも、御協力を頂いて提案を頂いたところである。

デジタル行財政改革事務局とも、その後、提案が出てきたものを速やかに共有させていただき、全国の共通のシステムの候補になりそうなものやデジタル化の提案になじむものを分権提案の中からも見て、デジタル行財政改革事務局においても各省とヒアリング等をして、候補を選定した結果の5つが分権提案から上がったものである。

私たちとしても、これが向こうの取組の中に組み込まれることで、各省庁の職員とか、あるいは予算面で配慮されていくと伺っているので、提案の実現に向けてよかったと思う。今年も重点募集をしながら、内閣官房と連携しながらしっかりやってまいりたい。(市川座長) スケジュールの最初を見ていただいたとおり、スタートから12月中旬までというのはほぼ同じで、どこが一番時間を取っているかという点からすると、省庁に対する調整に今回は少し時間を置いているという形になっていると思うが、その点に関していかがか。

(湯崎議員) 趣旨としては理解をしているが、御認識いただいているように人事異動を間に挟むということもあり、自治体側でももう少し時間があるとよりやりやすいと思う。逆に言うと、各省庁との調整時間をたくさん取るということは、それだけ実現するのが多いということで、それを期待するようなことになるのかなと思っている。これは一長一短だと思う。またこの結果を見ながら進めていただきたい。

(市川座長) 次の点は従うべき基準であるが、これは過去からも議論が出ており、非常に手間をかけながらやっているが、そもそも従うべき基準そのものの棚卸しはどうかという点である。技術的な話と、そもそも従うべき基準という概念をどういうふうに捉えて、それを見直していけるか、その2点があると思うが、その2点についてはいかがか。

(坂越室長) まず、スケジュールについては、今回このように見直したのは、各省庁の1次回答と2次回答の間が余りに短く、検討時間がないためほとんど同じ答えにならざるを得ないと多くの省庁から指摘があり、実質的に意味のある折衝をしていくためにはもう少し確保しなくてはならないという苦肉の策で、一方で、自治体への募集期間はなるべく短くしたくないが、もっと工夫の余地がないかは来年度に向けて課題として考えていきたい。

従うべき基準についても前々からの御指摘を頂いているが、我々もすごく問題意識を持っており、一括して、この有識者会議で横断的に提案と切り離してやるという方策も過去にも検討していた。これからも課題だと思うが、分権改革推進委員会が勧告を出して、メルクマール非該当なのに残ってきた200~300の従うべき基準がこの10年間で放置されたまま来ている中で、具体的な支障があったらこの10年間放置してきた案件も見直さざるを得ないという感じになっている。そういう意味では、地方側からの実際の支障がないとなかなか突破できないところもあるため、今回このような募集をさせていただいたところ。

ある程度の実績なり支障が集まってくれば、それを横断的にこの有識者会議の場面において諮って、ほかの部分にも横展開していくという手法もあると考えている、御趣旨を踏まえて、従うべき基準の横断的見直しについて取り組んでまいりたい。

それから、各委員から多くの御指摘を頂いているが、共同提案を進めれば市町村が提案しにくいものにも対処できるということは正にそのとおりであり、共同提案も推進していきたい。

また、重点募集テーマの①について、事例を書いたということは御指摘のとおりで、市町村でも提案しやすいようにということで、できる限り事例を書かせていただいたという工夫の結果である。

最後に、都道府県との連携で市町村を支援していく必要があるという部分についても、これまでも多くの県で取り組んでいただいていると思っているが、調査した結果、好事例もたくさん全国にもあるというのが分かり、しっかりとPRしていただきながら連携して取り組んでまいりたい。

(湯崎議員) 従うべき基準については、ずっと問題意識を持っていただいているというのは非常に有り難いと思っている。

提案募集方式のこれまでの流れの中でも繰り返し出てきていることだと思うが、何かあったときに、地方側が証明責任を負っているという形が大変なところでもある。

そもそも従うべき基準みたいなものは原則としてなくすべきであるということになっているわけで、本来であれば、どうしても残さなければいけないというのは国側が証明責任を持っているべきで、支障事例を出しなさいということではないはずだと思う。従うべき基準でやらないと、国、地方にとってどういう支障があるのか国が出してくださいと申し上げたい。是非そういったことも考慮いただいて進めていただけると、大変有

り難い。

(市川座長) 本年度の、意見をまとめると、2つの重点テーマについては時宜を得たものであろうということで御賛同いただいた。今まで頂きました御意見を整理して、具体的な方法につきましてはこの形を原則に、事務局とまた打合せをさせていただくということで御一任いただきたいが、よろしいか。

(首肯する委員あり)

(市川座長) それでは、基本方針としては御賛同いただいたということで進めさせていただく。

それでは、その他の事項であるが、事務局から御報告をお願いします。

(坂本参事官) 参考資料3の計画の関係である。

1月24日に「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催し、了承された内容を報告する。

まず、各府省庁における既存計画の見直し状況についてである。骨太の方針やナビゲーション・ガイドに基づき、昨年に引き続き、各府省庁に対して既存計画の見直し状況を調査したもの。

調査結果は、全498計画のうち見直しを行った計画は144、そのうち今回初めて見直しを行ったものが78となっている。その結果、平成26年の提案募集開始以降で見直しを行った計画数が累積で451となり、全体に占める割合は9割を超えた。

今回の調査における見直し内容であるが、2の一体的策定を可能とするということが一番多くて109件、次に多いのが6の国による支援の充実で25件。そのほか、3の手続の見直しでは、電子手続を可能とすることなどの見直しが行われている。

計画策定等の見直しの成果であるが、ここ数年、地方側から計画数が多くなって地方の負担が増加しているという現状を踏まえ、改善を求める声が上がってきたことを契機とし計画の見直しに取り組んだ。

まず、過去10年間の計画数の推移であるが、重点的に計画策定等の見直しに取り組み始めた令和4年を境に見ると、平成26年から令和4年は平均すると1年当たり12計画の増、令和4年から6年は平均すると1年当たり3計画の増となっており、近年の伸びは微増である。

グラフの内訳としては、見直しを実施した計画数の累積を青で表示しているが、直近では見直し実施計画が9割を超えている。

表は見直しの内容をまとめたものであるが、多いのが2の一体的策定を可能とするもので417件、次に6の支援の充実が124件で、内容としては、自治体が計画を策定する際に国が保有しているデータを提供することや、策定マニュアルやひな形を提示する、事例集の作成などである。そのほか、1の策定に関する規定、3の手続、4の記載内容、

5の計画期間といった見直しについても、法改正を含めて対応し、一定の成果があったところ。

次は、計画数の推移の内訳である。分権の観点からは特に義務づけが問題となるが、右の赤枠の点線で示しているとおりの、近年は義務規定、努力義務規定による計画は増加しておらず、できる規定による計画が増加しているという状況。

次に、今後の計画策定等の見直しの進め方についてである。

大きく4点あり、まず、新規の計画を増やさないという観点から、各省において地方に係る制度を検討する際に、計画以外の手法を検討するという入り口が大事で、ナビゲーション・ガイドや分権室で事前相談することについて各省に周知徹底を行っていく。

地方三団体等との連携強化と記載しているが、地方分権改革推進室が各省と法令協議をする際に、地方側から意見を言っていただくと影響力が大きいので、特に地方三団体と情報共有、課題認識のすり合わせをさせていただき、引き続き連携して取り組んでまいる。

2点目は、これまで見直しがなされた計画は9割に上るが、残りの1割の計画についてどうするかについて、各省からは見直しを行わない理由として自治体から見直しを求める声がないといったことが挙げられている、分権室から自治体に対して個別の計画ごとに改善を求める事項がないか照会をかけ、あれば各省に伝えて、見直しの要請をしていきたい。

3点目は、ナビゲーション・ガイドや骨太の方針に基づいて既存計画の見直しを定期的に行っていくというもの。

4点目は、効率的に計画行政を推進していくという観点からは、国側だけでなく、実際に計画を策定される自治体側の取組も重要になる。これまで分権室が行ってきた一体策定の調査結果、自治体における一体策定の事例、見直しの成果を周知することなどにより、自治体の自主的な取組を後押ししていきたい。

最後に、令和6年中の計画数の増減について一覧にしたものである。例えば、都市緑地法では、策定が義務である既存の緑地保全計画を廃止した上で、策定が任意の広域計画にリニューアルするといったように、単に計画を増加させるのではなくて、スクラップ・アンド・ビルドをするといった例も見られる。

引き続き、そういった観点も含めて各省への見直しの要請、協議に取り組んでいきたいと考えている。

(湯崎議員) この計画策定は、引き続き重要なテーマとして取り扱おうと思っている。また、特出しで扱っていただくことを感謝したい。

計画については、ナビゲーション・ガイドなどもあり、前進をしていると認識をしている。

一方で、見直し状況であるが、「策定に関する規定の見直し」というのはゼロであり、

昨年の資料では「計画の廃止」という区分があったが、今回は区分自体がなくなっている。

それから、見直しの計画数が記載してあるが、これを合計すると694ほどあり、この内容を見ると、支援の充実が124あるが、これは計画自体の見直しなのかなというようなことも入っている。

それから、見直しの成果であるが、義務あるいは努力義務が増加なしということであるが、減ってはいない。増加なしというのは、確かに改善ではあるが、それでいいのかという問題意識がある。

我々が配付した資料だが、計画数の伸びが年平均12から3に減ったということで、この3をこれから100年延ばすとどうなるか。3つも増えたら、100年たったら大変な数になる。

どこかでこれは頭打ち、ないしは減らすという方向にしない限り、根本的な問題解決にならない。そういう意味で、先ほどの義務、努力義務の数も減らしていかなければいけないと思う。スクラップ・アンド・ビルドをこれまで以上にやっていかなければいけないのではないのか。

将来に向けて、意思決定の仕方、あるいは表現の形式というのは、地方公共団体に委ねるとするのがナビゲーション・ガイドの原則だと思うので、それに沿って、単に他計画と一体策定するとか、記載内容の見直しをするというだけではなく、計画そのものの廃止とか義務規定の見直しを更に積極的に進めていただきたい。

もう一点、全国知事会の地方分権推進特別委員会の状況について説明をさせていただきたい。

今、知事会では、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計しようということを進めており、これを骨太の議論と言っているが、去年の夏の全国知事会でも提言をまとめて国に対して要望させていただいている。

そういった取組の中で、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」で、その研究テーマとして「国・都道府県・市町村の役割分担の見直しの必要性」というのが設定されている。これは知事会の議論のみならず、国においても議論いただけるということで、大変有り難い。

先月も、分権推進特別委員会を開き、新たな国と地方の役割分担の基準を、有識者からも御意見を頂き、それを踏まえて、役割分担の見直しが必要な事例の研究を今後進めていこうと考えている。

昨年の提案募集では、個別の提案のみならず横断的な見直しを実現いただいていると思うが、提案募集の効果の最大化に向けた取組として我々としても評価させていただいているところである。

引き続き、個別の提案の改善だけではなくて、横断的な制度改善を行っていただき、有識者会議の議論でも、個別の提案だけではなくて、国と地方の役割分担の見直しに関

連した骨太な議論ができたらいいのではないかと思う。今後も引き続き我々知事会での議論も共有させていただきながら進めていければと思うので、よろしく願い申し上げる。

(高橋座長代理) スクラップ・アンド・ビルドという点で言うと、提案を検討したときに、全体の中で位置づけられていないものに、重要な点について光を当てると、狭い分野について計画を義務づけるものが結構あり、これが全体の計画の整合性という点で言うと、策定者、それから地域住民に対する説明という点でも非常に分かりにくくしている。

そういうものに光を当てるといって、特化したものについて計画策定をお願いするとしても、やはり効果というものを考えなくてはいけない。そういった意味で、計画全体の整合性という観点から、何らかの形で10年、20年の間に再点検していただくことをお願いするというのが極めて重要ではないか。

是非全体の方針の中で、計画体系の中で個別に特化したようなものについては、スクラップ・アンド・ビルドを定期的にやっていくという観点から見直ししていくことを政府全体の方針として出していただくと有り難いと思っている。

それとの関係で支援という話であるが、共同策定を推奨するというのは非常によいので、事務局も知恵を絞っていただき、一体策定で政策体系全体がきれいになって、かつ、行政の負担も減って、住民に対する説明責任も非常に向上したみたいな好事例を浸透させていくという形で、計画策定についての支援を強化していただくという視点も是非お願いしたい。

(後藤議員) 計画について、ナビゲーション・ガイドを策定し、それに基づいて、現状の計画の数や見直しの状況、これまでの推移などを見える化していただいていることには、大きな意義がある。この見える化自体は今後も是非継続して行い、骨太の方針にも反映させて、今後も進めていただきたい。

一方で、現状維持でよいのかということ、必ずしもそうではなくて、例えば、平成26年の水準に10年かけて戻していくというぐらいの明確な数値目標を持って取組を進めることも一つ重要になってくるのではないか。

もちろん数だけでなく、実質的に自治体の負担が減ったということがあれば、その部分も評価すべきであろうが、その説明も計画を策定させる側に課す形で、数値目標を立ててやっていかないと、なかなか減ることはないのではないか。

今の取組が重要でないとは思わないが、今のまま続けていったとしても減る気配がないということが見えてきたので、計画の廃止、減少の方向に持っていくために何をすべきかを改めて考えなければならないタイミングに来ているのかと考えている。

(大橋部会長) 一体的策定が大半を占めているというのは、今までばらばらに計画をつくらされていたことからすれば、大きな前進であることは確かであるが、それに対していろいろ気を使わなければいけない自治体の方の大変さはやはり残っている。長期的には自治体が自分の構想で計画をつくる、その中に国で言われたことは統合して、これで変えていくというような形のきれいな計画体系を自治体が持っていて、変に細分化された

りする世界をつくるというところに行きたい。

疑問なのは、提案募集だと、一旦提案がされてこんな形で見直しが行われましたという形で答えが出て、一事不再理ではないが、この案件は終わった感が漂ってくることがある。一体的策定ということの中に、まだ現場にはいろいろな問題とか改善の要素はあるので、そのこのところを丁寧に追えるような機会や場を設けることは、成果が出たからこそ、なおさら大事なのではないか。

(大橋議員) 個人的には、一体的策定を可能とするような見直しを進めて、よりきれいに整理をしていくということは、現段階での大きな成果だと思っている。ただ、整理してそこで満足してしまうのではなく、そこから更に洗練化、効率化していく余地があるので、そこは続けていかなければいけないのかなと思っている。

あとは、新規のものをどう防いでいくか、内閣提出法案の場合は法令協議などでかなり積極的にストップをかけていくことができるが、議員立法をそうするかが出ているところであるが、もちろん立法と行政の役割分担は当然あるので、難しいところだと思うが、例えば、国会の法制局の方に情報提供をしたり、新規増設を阻めるような手法は何かないのか、その辺について事務局で議論をされたことはあるのか、御教示いただけると有り難い。

(坂本参事官) まず、議員立法はどうかという点に関して、ナビゲーション・ガイドが令和5年3月に閣議決定され、それ以降、衆参の法制局に3回説明を行っている。当然、内閣府側と国会側は違い、あくまで政府の取組ということで説明し、政府側としてナビゲーション・ガイドがあり、議員立法の際も配慮いただきたいということで説明している。直近でも昨年の秋頃説明を行ったが、趣旨は十分御理解いただいた。

ただ、議員立法なので最終的には国会議員の判断になるが、法制局の感覚としては、国会議員の先生方の意識も変わってきているという話をされていた。実際、議員立法を根拠とする計画を見ると、最近はそれほど増えていない。

内閣法制局の方にも理解いただく必要があり、別途説明に上がり、法制局側からもナビゲーション・ガイドの趣旨を十分理解いただきたいということで、説明、周知には努めているところである。

それから、一体策定に関しても議論があったが、昨年、地方自治体に対して一体策定の事例調査を行った。例えば、障害・福祉、環境分野、教育の関係、健康づくりなどの分野ごとで進んでいる実態もあったが、一方で、小規模な団体では、やり方が分からない、そもそも一体策定という認識が余りないところもあり、そういった結果、ほかの団体ではこれがスタンダードだということを認識してもらうだけでも違うと思うので、結果のフィードバックを既にやっているが、それと併せて、全国調査を行ったので、いい事例がないか今探しており、ほかの団体にも共有できるようにしていきたいと考えている。

また、計画が増えているのではないかという議論であるが、我々としても微増とはい

え増えていることをよしと考えていない。

新規計画を新たにつくる場合は法令協議があるが、各省は各省の考える政策を推進するに当たっては計画という手法はどうしても必要だという議論をしてくる。我々は、政府の方針としてナビゲーション・ガイドがあるので、それをしっかり守ってくれということ強く主張するが、どうしても議論が平行線をたどることが多く、その際に、地方側、特に地方三団体側から意見を言っていたくと非常に有り難い。

特に最近では情報共有とか課題の認識、我々はこういう主張だということを密に連携し、それを基に協議を進め、各省に対しても、地方側の了承をもらうようにしてほしいということを行っている。その結果、増えてはいるが、抑制されているというのが現れてきていると感じている。引き続き、この連携強化はさせていただきたい。

減らすという観点からは、既存計画をどうするかというところが必要になってくると思うが、既存計画を廃止するとなると法改正が必要。単に廃止のみの法案を出すというのは難しいので、そこは計画を含む法改正、計画に入っているような法律を改正するようなタイミングに、我々の方がその必要性を改めて問うて、スクラップ・アンド・ビルドできないか、見直し、負担軽減になることができないか協議をしていきたい。

どうしても数の削減を目標にすると難しいところがあるが、当然数は留意しつつも、我々の目指すところは自治体の負担軽減であり、その先として、手続、記載内容で、できるだけ実際の負担軽減につながるということができないかということに取り組んでいきたいと考えている。

(市川座長) 廃止の場合の法改正であるが、いわば上書き的な形で、関連することに関しては上書きされることで過去のものが減っていくという形の議論はあるか。

(坂本参事官) そういった議論はしていないが、法律に残っている既存の計画が残ったままだと、どうしてもつくるということになってしまう、新たに計画を策定するためには既存の規定のある計画の規定を廃止したことはあるが、何もない中で計画をなくそうとすると、今の計画の規定を削除するという改正が必要となる。

(坂越室長) 一方で、計画をつくることをもって法律が存在することがよしとされている理由になっているものが多く、その条項を落とすということは、法律を廃止することと直結するようなケースも多い。実際、その計画に基づいて事務をやっている場合、生きた計画である場合に、それをなくすというのは各省庁にとってかなりの難易度なのかと思っているが、計画の見直しの際には努力してまいりたい。

(市川座長) 問題意識はもう共有されていると思うので、引き続き、この件については継続的にも議論させていただきたい。

(坂越室長) 本日も活発な御意見を頂き、誠に感謝申し上げます。

前々から分権について課題だとされていた個別対応が多く横断的な対応ができていない部分と、市町村からの提案が少ないという部分については、解決できないかということで、重点募集テーマの中で取り組ませていただいた。前進できるのではないかと思います。

っている。

分権改革は、30年以上やってきて成果もあるが、進みがゆっくりしているという課題があるかと思っている。現代社会は、デジタル、過疎化の進行、人口減少もスピードが速く、スピード感を持って対応していかななくてはならないという課題がある。

今回、横断的見直しや、できる限り数値効果の大きいもの、費用対効果の大きいものに特に重点的に取り組んでまいりますが、各省庁から大きな反発もあるかと思うので、今後とも是非先生方のお力添えを賜りながら歩みを進めてまいりたい。

(市川座長)事務局及び地方から来られている皆様にもこれからまたお手をかけするが、引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ウェブでの参加の議員の皆様にも感謝申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)